

令和2年 第11回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和2年11月26日（木）午前10時00分から午前10時50分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館 研修室
- 3 出席委員
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員
出席事務局
廣田管理課長、山口管理課長補佐、辻川指導室長、藤森社会教育課長、
川井田社会教育課長補佐、山本給食センター所長
- 4 会議録署名委員：菅原委員
前回署名：金井教育長職務代理者
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 2年11月26日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	議案第46号	弟子屈町立学校評議員設置要綱及び弟子屈町立学校評価委員会設置要綱を廃止する訓令の制定について
5	議案第47号	弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
6	議案第48号	弟子屈町立学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
7	議案第49号	令和2年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について

会議内容

【開 会】

廣田課長 : ただ今より、令和2年第11回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、岩原教育長より、ごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : おはようございます。お忙しいところ、ご出席いただき、大変ありがとうございます。また先般の総合教育会議につきましても、ご出席頂いて、それぞれご発言して頂いたことに感謝申し上げます。
それでは、只今から、令和2年第11回定例教育委員会を、開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、菅原委員に、お願いしたいと思っております。
前回の定例教育委員会での会議録の承認につきましては、金井教育長職務代理者から、すでに署名を頂いております。
よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思っております。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと、致したいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと、致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明いたしますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思っております。

【行政報告件名】

10月28日 移動教育委員会

10月29日 弟子屈中学校1年生 総合的な学習「基幹産業の農業」

10月30日 新型コロナウイルス感染症対策 警戒ステージ2への移行に伴う行動基準通知発
出

11月3日 町長・町議会議員選挙告示

11月4日 弟子屈高校 学校研究授業

11月5日 新型コロナウイルス感染者 道内最多の119名

11月7日 川湯小学校 学芸発表会

和琴小学校 学習発表会

新型コロナウイルス感染症対策 北海道が警戒ステージ3へ移行

11月8日 町議会議員選挙 投開票

11月9日 徳永町長初登庁・訓示

11月10日 第8回連携校長会議

11月11日 令和3年度就学児童健康診断

お仕事マッチングフェア

- 11月12日 第7回町議会臨時会
- 11月13日 生きがい講座弟子屈学級
- 11月15日 公民館講座「お正月飾りづくり」
- 11月16日 新任教育委員研修会（Zoom）
- 11月17日 1日防災学校兼防災訓練
新型コロナウイルス感染症対策 札幌市警戒ステージ4へ移行
- 11月18日 小林前教育長への令和2年度地方教育行政功労者表彰伝達
令和3年度教職員人事協議
- 11月19日～20日 てしかがの蔵郷土資料搬出作業
- 11月19日 和琴小学校 公開研究会
令和2年度弟子屈町総合教育会議
第1回弟子屈地区学校運営協議会
- 11月20日 川湯中学校 公開研究会
- 11月24日 摩周焼き体験学習
第8回連携教頭会議
- 11月25日 第8回町議会臨時会
議会運営協議会
課長会議

【質疑応答】

岩原教育長：以上です。何かご意見やご質問があれば、お願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：なければ、後でもよろしいですから、次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、議案第46号「弟子屈町立学校評議員設置要綱及び弟子屈町立学校評価委員会設置要綱を廃止する訓令の制定について」を、議題といたします。

なお、関連がありますので、日程5、議案第47号「弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、日程6、議案第48号「弟子屈町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を一括して、議題と致します。

事務局より、説明をお願いします。

山口補佐：はい。ただいま、上程のありました議案第46号から議案第48号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

各小中学校では、平成30年度から学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールの設置が進み、先ほど岩原教育長からの行政報告にもありました通り、今月に発足した弟子屈小学校と弟子屈中学校が一体となった「弟子屈地区学校運営協議会」で、全ての学校に学校運営協議会が設置されました。ご承知のとおり、学校運営協議会は、従来の学校評価委員会から発展した業務を行うため、学校評価委員会は役目を終えることとなりましたので、関係する要綱を廃止す

るものであります。

また、学校評価委員会の前身である学校評議員制度につきましても、すでに役目を終えておりますので、それぞれ必要事項を定めた設置要綱を廃止するものであります。

それから、弟子屈町立学校管理規則と弟子屈町学校運営協議会規則では、要綱の廃止に伴い、条文の一部を削除する必要がありますので、文言の修正と合わせて一部改正することと致しました。

それでは、議案書の議案第46号のページをご覧ください。

議案第46号、弟子屈町立学校評議員設置要綱及び弟子屈町立学校評価委員会設置要綱を廃止する訓令の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。

弟子屈町立学校評議員設置要綱及び弟子屈町立学校評価委員会設置要綱を廃止する訓令

弟子屈町立学校評議員設置要綱及び弟子屈町立学校評価委員会設置要綱は、廃止する。

附則として、施行する日にちを空欄としておりますが、本日議決されましたら、議案第47号及び議案第48号の規則改正と同じ日となります。なお、参考資料の1ページから8ページに、現行の2つの要綱の条文と様式を掲載しております。

続きまして、議案第47号のページをお開き願います。

議案第47号、弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。現行の第7条の2に、学校評議員制度について記載しておりますので、ここを削除と致します。なお、参考資料の9ページから現行の学校管理規則の条文を掲載しておりますので、ご覧ください。この中で11ページ、第7条の2の学校評議員について、削除しますが、第7条の3の学校評価に関する条文につきましては、学校運営協議会で学校評価業務を行っておりますので、この条文はそのままとなります。

続きまして、議案第48号のページをお開き願います。

議案第48号、弟子屈町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。

初めに文言の修正であります。第8条から第12条の改正につきましては、「任免」と「解任」の文言を「委嘱」と「解嘱」に改めるものであります。これは、職員を協議会委員にする場合は任免であります。職員以外の者を委員にする行為は、委嘱でありますので、解任・解嘱と併せて、修正させていただきます。

第19条では、学校運営協議会を設置している学校では、学校評価委員会設置要綱を適用しないとしていた条文を削除と致します。

なお、参考資料の18ページから現行の条文を掲載しておりますが、第6条第2項で、学校評価を行う際には、弟子屈町立学校管理規則第7条の3に基づく

学校評価を行うこととしております。

以上、簡単ではありますが、議案第46号から議案第48号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第46号「弟子屈町立学校評議員設置要綱及び弟子屈町立学校評価委員会設置要綱を廃止する訓令の制定について」、議案第47号「弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第48号「弟子屈町立学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

岩原教育長：日程7、議案第49号「令和2年度弟子屈町一般会計教育費補正予算について」を、議題といたします。

それぞれの所管分について、事務局各課より説明願います。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第49号について、提案理由をご説明させていただきます。

本件につきましては、12月8日に開催される弟子屈町議会の令和2年第4回定例会に上程すべく、補正予算に、要求したものであります。

議案書の、議案第49号のページをお開き願います。議案第49号、令和2年度 弟子屈町一般会計教育費補正予算について。以下省略させていただきます。

はじめに、宮田委員におかれましては、予算の審議が初めてでありますので、最初に別紙「参考資料 弟子屈町の予算について」で、予算のしくみなどについて、ご説明させていただきます。以前、広報紙の編集業務に携わっておりましたので、すでにご承知のことと思いますが、おさらいということで、よろしくお願い致します。

弟子屈町に限らず地方公共団体の予算は、4月1日から3月31日までの1年間の単年度主義で、3月議会で審議される当初予算と、災害が発生して予算が足りなくなった時などに対応する補正予算があり、通常は6月・9月・12月・3月の定例議会の都度、審議されます。そのほか臨時議会に審議される場合もあります。

一般会計のほか、国保や下水道などの特別会計に、水道事業会計があります。予算が決まる流れは、それぞれの課が要求する予算見積書を、財政担当が査定して、町長・副町長の理事者査定を経て、議会に提出されます。

予算の項目は、歳入・歳出とも、大きなくくりから小さなくくりへ、「款・項・目・事業・細事業・節」となります。歳入、一般家庭での収入の項目は、大きなくくりの款で、1款.町税、2款.地方譲与税などからはじまり、例として16款.道支出金では、項として、道負担金、道補助金などに分けられ、さら

に目として民生費補助金や教育費補助金などに分けられ、節に至ります。歳出では、1款・議会費から10款・教育費、14款・給与費と分けられ、教育費では1項・教育総務費から5項・保健体育費に分けられ、目でもさらに細かく分けられて、事業ごとに予算が整理されております。節は、どの目でも同じく、1節・報酬、8節・旅費、14節・工事請負費などのように決まっており、さらに10節の需用費であれば、消耗品費、燃料費などのように分けられます。

それでは、議案書の、表紙の次の1ページをお開き願います。

初めに歳入で、大きな科目が左上に記載されております。15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、次の目については、左の欄で、5目・教育費国庫補助金、節は、中央右寄りの欄です。

まず、1節・教育総務費補助金が、7千円の減額で、説明欄には、「へき地児童生徒援助秘湯補助金」と書かれておりますが、内容は、児童生徒の心臓検診に係る費用が補助対象となっており、受診人数が当初見込みより減ったため、減額となっております。2節・小学校費補助金は、4万4千円の減額で、特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、学用品等の就学援助の2分の1を奨励費として支出しておりますが、さらにその2分の1が国から補助されます。今回対象となる児童数が当初見込みより少なかったため、減額となっております。3節・中学校費補助金は、9万6千円の減額で、まず1要保護生徒援助費補助金は、生活保護世帯の生徒の修学旅行費について、2分の1が国から補助されますが、今回は、該当する生徒が不参加であったため、3万円減額としております。2特別支援教育就学奨励費補助金は、小学校と同様の内容ですが、今回対象者がおりませんでしたので、6万6千円減額しております。

2ページをお開き願います。

19款・繰入金、1項・基金繰入金で、管理課関係で、5目・まちづくり応援基金繰入金が該当しますが、これはふるさと納税で頂いた寄付金を一度基金に積み立て、一般会計に繰り入れ、あるいは戻しているもので、今回は95万円の減額であります。これは様々な課で財源としている合計の金額です。6目・学校等教育振興基金繰入金は、学校教育を目的に頂いた寄付金を積み立てている基金からの繰り入れで、4千円の減額、つまり基金へ戻すこととなります。

次の3ページから、歳出となります。

大きな科目が左上に記載されております。10款・教育費、1項・教育総務費で、次の目については、左の欄で、2目・事務局費で、補正額は209万2千円の減額です。右側の節と説明欄をご覧ください。まず、8節・旅費は、8万8千円の減額で、003教育振興一般という事務事業の中で、札幌市内で参加を予定していた研修会がコロナで中止となりましたので、不要額を減額しております。10節・需用費は、66万円の減額で、006学校用バス運行の中で消耗品費66万円とありますが、これはスクールバスのタイヤ代として予定しておりましたが、臨時休校等でバスの運行が少なかったため、タイヤの減り具合も少なく、購入を見送りました。新年度の予算に改めて予算要求致します。12節・委託料の17万6千円の減額は、008高等学校生徒活動支援で、株式会社

バス47という会社へ委託している公営塾の委託料について、予算と契約金額との残額を減額しました。18節・負担金、補助及び交付金は、116万8千円の減額です。内訳は、姉妹都市中学生交流事業の補助金63万8千円の減額で、これはコロナにより鹿児島県日置市から来られなくなったため、不要額を減額しております。高校通学費補助金は、川湯から弟子屈高校への通学生に通学バス代を補助しておりますが、当初見込みより実際の人数が少なかったことと、町外からの入学者がおりませんでしたので、53万円減額しております。なお、中央の特定財源の欄に、一部（他）まちづくり応援基金繰入金と書かれたものがありますが、先ほど歳入で説明したものです。

4目・学校保健費は、6万4千円の減額で、12節・委託料では、児童生徒の心臓検診の受診者が欠席等で減ったため、3万5千円減額しております。特定財源欄で（国）へき地児童生徒援助費等補助金7千円の減額とありますが、1ページで説明したものです。17節・備品購入費では、聴力を測るオーディオメータという機械を購入した残金が4千円の減額です。

4ページをお開き願います。

18節・負担金等は、児童生徒の保険を掛けている日本スポーツ振興センターへの負担金が、児童生徒数が当初見込みより少なかったことなどから2万5千円減額しております。6目・新型コロナウイルス教育支援費は、合計2303万8千円の減額ですが、こちらは、参考資料の最後の21ページと併せてご覧願います。10節・需用費は、1万2千円の消耗品費で、資料のとおり下の欄のストーブ用キャスターです。11節・役務費は19万円で、資料はありませんが、ギガスクール事業で、タブレットPCが整備された後の通信費に係る予算です。12節・委託料は、ギガスクール構想実施業務として、校内への情報ネットワーク環境整備と児童生徒教員用のタブレットPCの導入事業ですが、通信整備が当初見込みよりもかなり抑えられたことから、3千万円近い額を減額しております。確定見込み額は、1億633万円ほどとなっております。それから各学校で専門業者による消毒清掃業務につきましても、事業費が確定しましたので、22万1千円を不要額として減額しております。17節・備品購入費660万円につきましては、参考資料をご覧願います。コロナ対応の学校換気対策として、上の欄のように、加湿空気清浄機を各教室1～2台と、吹き抜けホールなどにストーブを購入するものであります。ここにはメーカー名や型番も記載されておりますが、予算の積算に参考としたもので、実際に発注の際には、改めて整理されるかと思えます。なお、これらの予算の財源は、議案書の中央の欄に記載のとおり、一部一般財源を除き、国の臨時交付金を充てております。

続きまして、5ページをご覧願います。

2項・小学校費、1目・学校管理費で、27万5千円の減額で、内訳は14節・工事請負費で、美留和小学校の屋根防水塗装工事の執行残額です。2目・教育振興費は、14万5千円の減額で、内訳は、001 小学校義務教育支援で、先ほど歳入でも説明した通り、特別支援教育就学奨励費が、対象児童数が少なくなったため8万8千円減額です。002 小学校父母負担軽減は、7節・報償費

が、1年生へ贈っている新入学祝い品の予算で、当初見込みより少なかったため、3万6千円減額です。19節・扶助費は、保護者に負担をお願いして各学校で購入している教材費の負担軽減予算であります。こちらも当初見込みより少なかった分、2万1千円減額しております。

6ページをお開き願います。

3項・中学校費で、1目・学校管理費は、6万6千円の減額で、14節・工事請負費が、川湯中学校の外壁改修工事の執行残額です。2目・教育振興費は、23万7千円の減額で、001 中学校義務教育支援の中の11節・役務費で、主に弟子屈中学校を拠点としている心の教室相談員が、当初2名で見込んでおりましたが、1人のみの任用となったため、1名分の傷害保険料4万3千円を減額するものです。19節・扶助費は、特別支援学級在籍の生徒への就学奨励費で、対象となる生徒がおりませんでしたので、13万4千円減額しております。003 要保護・準要保護生徒援助は、先ほど歳入で説明した生活保護世帯の生徒が修学旅行に不参加でしたので、6万円減額しております。

以上、管理課所管の補正予算に係る、説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川井田補佐：それでは、社会教育課関係分の歳入・歳出補正予算の原案について、ご説明申し上げます。

議案書の予算要求見積書2ページにお戻り頂いて、ご覧願います。

まず、社会教育課関係分の歳入予算であります。19款：繰入金、1項：基金繰入金、4目：社会教育振興基金繰入金△22,000円の減額補正です。これは社会教育振興基金を財源として予算措置した図書館男子トイレ改修工事の執行残額の不要削減に伴う歳入金額の減額補正であります。

次に歳出予算の説明に移ります。ページが飛びまして、議案書の予算要求説明書7ページをお開き願います。

1款：教育費、4項：社会教育費、1目：社会教育総務費、細事業003：芸術文化活動で、12節：委託料の芸術公演業務△567,000円、18節：補助金の弟子屈町総合文化祭△230,000円、いずれもコロナウイルス感染対策により中止した児童生徒芸術鑑賞事業と、弟子屈町総合文化祭事業に係る事業予算の不要削減による減額補正となります。

次の細事業005：人材育成ですが、12節：委託料のふるさと体験活動業務△100,000円の減額補正と、成人式式典会場設営業務66,000円の増額補正となります。まず、ふるさと体験活動業務については、小学生を対象とした釣り教室を8月と9月に2回実施する計画でありましたが、コロナ感染状況による影響と悪天候によりいずれも中止としたことから、不要削減予算としたものであります。次に、成人式式典会場設営業務ですが、本事業については、来年1月に開催予定である成人式の内容変更に伴う増額補正となります。

成人式につきましては、コロナ対策により中止や延期の措置を決めた道内の自治体も出始めてきておりますが、現段階では釧路管内の各市町村は全て実施する方向ですので、現段階では本町においても感染防止対策を十分に講じての実施について準備を進めてまいります。例年との大きな変更点としましては、

「会場を公民館から文化センターに変更」、「来賓者数の縮減」、「式典後の交流会の中止」などが挙げられ、その他に弟子屈高校生徒による司会進行や受付などの地域貢献活動も今年度は取りやめるものいたします。これら成人式の内容変更に伴う予算措置として、12 節：委託料の会場設営業務 66,000 円の増額補正ですが、これは式典会場を公民館から文化センターに変更することに伴い、センターアリーナの会場設営を業務発注する必要があるため、その委託料について今回補正するものであります。

続きまして、2 目：公民館費です。

001 細事業：公民館運営管理で、12 節：委託料の芸術公演業務△130,000 円は、コロナ影響により中止とした日本フィルハーモニー楽団の公演経費に係る減額補正です。次の 13 節：使用料及び賃借料の自動車使用料△397,000 円についても、コロナ影響により中止とした生きがい講座宿泊研修に係るバス借上料予算の減額補正です。次に、17 節：備品購入費のプロジェクター153,000 円ですが、これは公民館での各種事業や会議等で使用・貸出している備品のプロジェクターが故障したことから、新たに購入するための増額補正となります。

続きまして、4 目：資料館管理費です。

001 細事業：アイヌ民族資料館管理で、4 節：共済費の会計年度任用職員社会保険料 49,000 円の増額補正ですが、資料館職員の期末手当に係る社会保険料不足分の補正となります。

続いて 8 ページをお開き願います。

5 目：図書館管理費です。001 細事業：図書館管理運営で、14 節：工事請負費の男子トイレ改修工事△22,000 円ですが、先程の歳入予算における社会教育基金繰入金の減額補正で説明しましたトイレ改修工事の契約執行残額を不要削減するものであります。

続いて予算書 9 ページをご覧ください。

5 項：保健体育費、1 目：保健体育総務費です。001 細事業：スポーツ活動推進で、7 節：報償費の報償金△150,000 円、18 節：負担金、補助及び交付金のスポーツ教室補助金△200,000 円ですが、いずれもコロナ影響により中止とした各種スポーツ教室に係る事業予算の不要削減であります。次の 002 細事業：スポーツ大会の運営と支援で、18 節：負担金、補助及び交付金の屈斜路オープンウォーター水泳大会補助金△300,000 円ですが、これもコロナ影響により開催中止となったことによる不要削減であります。

続いて、3 目：プール管理費です。001 細事業：プール管理運営で、10 節：需用費の修繕料 137,000 円ですが、これは施設の消防設備である避難誘導灯の修繕料、及びプールの外壁の劣化部分の修繕料について増額補正したものであります。次の、12 節：委託料の清掃業務△72,000 円、その次の 14 節：工事請負費の地下燃料タンク改修工事△187,000 円につきましては、いずれも入札執行残額の不要削減として、今回減額補正するものであります。

以上、社会教育課所管の補正予算の原案についての説明とさせていただきますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局各課から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、お

願います。

金井委員 : ポータブル石油ストーブやジェットヒーターを結構買われるようですが、灯油のポリタンクなどの備品代とかは、特に予算に上げなくても学校にあるのでしょうか？

廣田課長 : 今回の予算としては見ていませんが、学校の方に若干手持ちの物がありますし、不足する場合でも、消耗品費扱いで既定予算で大丈夫かと思えます。

金井委員 : ありがとうございます。予算には関係ありませんが、保管場所について、学校では置いておく場所は大丈夫でしょうか？

廣田課長 : 特別な場所を用意しているわけではありませんが、空きスペースで対応できると考えております。

吉田委員 : 中学校費の要保護児童生徒援助費の減額は、修学旅行に行かなかったのでしょうか？

山口補佐 : 宿泊費やバス代など共通経費については、この6万円の中で賄えることができるのですが、個人のお小遣いなど自分で負担しなければならない部分が、その家庭では、どうしても厳しいということで、修学旅行に不参加だったと聞いております。

吉田委員 : 残念でした。

岩原教育長 : そのほか、ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、議案49号「令和2年度弟子屈町一般会計補正予算について」を承認します。

岩原教育長 : これで、本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、願います。

辻川室長 : 指導室から願います。

別紙でお配りしております、カラーの「弟子屈町メディアルール」につきまして、説明させて頂きたいと思えます。

まだ、校正前のもので、印刷業者と何度か校正をした後、小中学生の家庭に配付する予定であります。平成30年度と令和元年度における子供たちの生活習慣を調査した結果等で、大きな課題の一つとして、携帯電話やスマートフォンを使うメディア端末の使用時間等が非常に大きな課題であることがわかりました。冒頭に書いておりますが、携帯・スマートフォン・ゲーム等の利用は、各家庭においてルールを決めて守っていくというのが基本のスタイルでありましたが、学校や各家庭から「何か町で決まりのようなものがあれば、子どもたちへ指導しやすい」という声を頂きまして、一番下に書いていますとおり、町教委と弟子屈町生徒指導連絡協議会で検討しました。

そこで何度か協議を重ねまして、お手元のとおりこのような決まりを制定し、家庭を通じて呼びかけて頂きたいということの根拠になるものを作ったということになります。

詳しくは後ほどお読み頂きたいと思えますが、まだまだ細かい文言で気になる部分もありますので、校正を掛けていきたいと思えます。

内容は、大きく3点のルールとなります。使用時間、時刻と、SNS等の書き込みは大人の中でも問題となっておりますので、そのような部分での啓発を兼ねまして、3点に絞って策定して頂きました。

裏面は、お配りする際に、どうしてこのような制定に至ったかというのを、家庭の皆様知って頂きたいということで、根拠になっている大きな2つの話を生徒指導連絡協議会の方で作って頂いて、このように両面印刷にして、2学期中に小中学生の家庭にお配りすることになっております。

情報提供ということではありますが、何かお気づきの点などありましたら、指導室の方まで連絡いただければと思います。以上です。

岩原教育長：休憩します。

岩原教育長：再開します。

最後に、次回以降の、教育委員会の日程につきまして、確認します。

来月、今年最後の「第12回定例教育委員会」の開催となります。日程につきましては、前回の定例教育委員会で、12月22日午前10時からということで、ご案内しておりましたが、都合の方は、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、22日ということで、お願いします。

その次の来年1月の令和3年第1回定例教育委員会につきましては、1月26日ということで、予定をお願いします。次回、再度、確認したいと思います。

岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和2年第11回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 菅原 誓之